

令和元年7月29日
新任審判官研修

参考資料

国税庁の組織



税務行政の現状

国税庁の任務と使命

国税庁の任務(財務省設置法第19条)

- 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現
- 税額の健全な発達
- 税理士業務の適正な運営の確保

国税庁の使命

納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する

各税事務の概要

主要税目の申告の状況(平成29年度)

申告所税種	法人税	消費税	個人所得税	法人	税額
1,607万件	216万件	1,650万件	1,675万件	130万件	14万人
2,198万件	290万件	1,165万件	200万件	11万人	1,090万件
5,64千億円	11兆6千億円	11千億円	13.8千億円	12.4千億円	1,1万人
3.2千億円	12兆5千億円	6千億円	16.8千億円	2.9万件	1,090万件

※()は平成元年度の件数を示す。

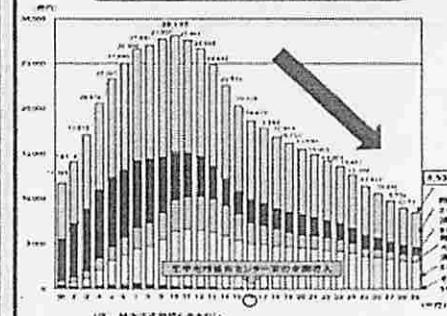
主要税目の調査の状況(平成29事務年度)

申告所税種	法人税	消費税	個人所得税	法人	税額
実地調査件数	7.3万件	9.8万件	3.8万件	9.4万件	1.3万件
査定件数	1,1万件	3.2万件	—	—	—
届け出件数	947件	1,948件	273件	748件	783件

支票調査の状況(平成29年度)

調査着手件数
174件
既往件数
163件
吉井件数
113件
既付額
135万円
1件当たり
8,300万円

滞納整理中の額の推移(全税目)



e-Taxの利用状況等(平成29年度)

申告件数	法人申告	個人申告	税額
オンライン利用申告	5.45%	80.0%	66.1%
IC-T利用申告	80.0%	—	76.2%
オフライン利用申告	—	—	—

※オンライン利用申告…申告・e-Tax利用件数が占める割合、給付・電子納付件数(電子納付件数+電子納付件数)

※IC-T利用申告…e-Tax利用件数と確定申告者数でコーナーを利用して書類提出した件数の合計件数が占める割合

国税庁の組織

定員

【平成元年度】
54,376人
+ 約2.5%
【平成30年度】
55,724人
※ 平成元年度以降のピーク(平成9年
57,202人)に比べ△約2.6%

国税庁
(約1,000人)

国税局(12)
(約12,000人)

税務署(524)
(約42,000人)

税務課
約2,400人

管理運営部門
約6,900人

徴収部門
約3,100人

個人課税部門
約10,500人

資産課税部門
約3,600人

法人課税部門
約12,800人

酒類指導官
約700人



	合計	札幌	仙台	関東信越	東京	会津	名古屋	大阪	広島	高松	福岡	姫路	沖縄
定員(人)	55,724	2,133	3,224	6,272	15,947	1,306	5,940	8,782	2,985	1,580	2,570	2,038	531
現括票数(箇)	524	30	52	63	84	15	48	83	50	26	31	36	6
徴収決定済額(億円)	669,818	16,250	23,018	48,284	332,760	9,631	67,649	96,108	25,559	11,446	21,691	13,390	3,831
確定申告者数(千人)	21,977	813	1,509	3,140	5,823	516	2,628	3,456	1,282	601	1,167	847	196
法人数(千社)	3,106	123	168	373	1,014	65	324	503	154	84	148	120	29

※ 定員と現括票数は平成30年度のものを示し、徴収決定済額は平成29年度、確定申告者数及び法人数は平成29年度のものを示す。

※ 定員の合計は、国税局及び税務署の定員の合計のほか、国税庁本庁、税務大学校、国税不税審査所等(2,400人)を含む。

国税庁の任務と使命

国税庁の任務 (財務省設置法第19条)

国税庁は、

- ① 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現
- ② 酒類業の健全な発達
- ③ 税理士業務の適正な運営の確保

を図ることを任務とする。

・国税の多くは、納税者が自ら所得金額や税額を計算し、それに基づいて申告し、納税するという申告納税制度を採用(地方税の多くは賦課課税方式)。

・国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ(憲法第30条)。

国税庁の使命

(国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令)

「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」(第3条《事務の実施基準》)

1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現(第4条《準則》一)

- (1) 納税環境の整備
- (2) 適正・公平な税務行政の推進

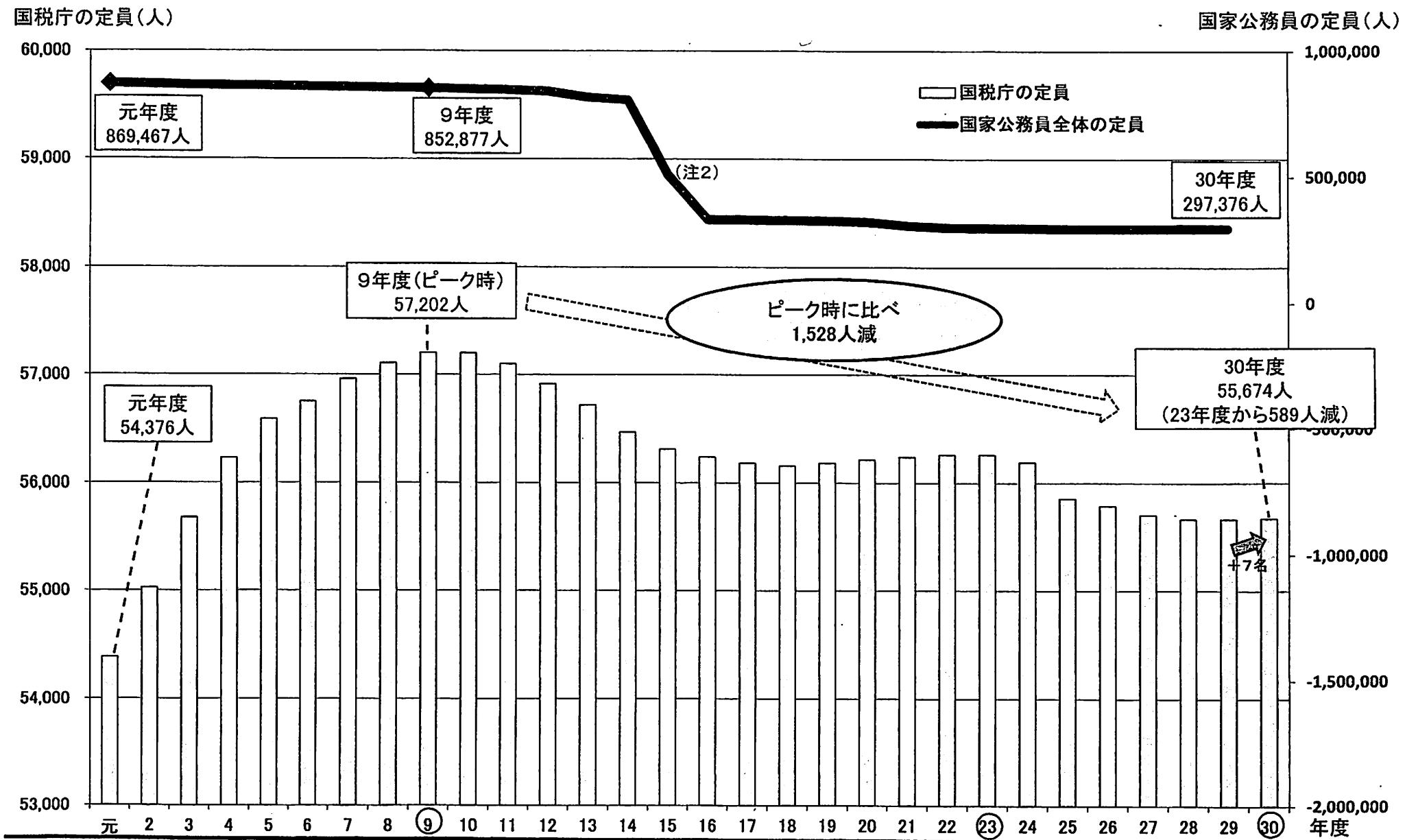
2 酒類業の健全な発達(同条二)

- (1) 酒類業の経営基盤の安定を図るとともに、醸造技術の研究・開発や酒類の品質・安全性の確保を図る。
- (2) 酒類に係る資源の有効な利用の確保を図る。

3 税理士業務の適正な運営の確保(同条三)

税理士がその使命を踏まえ、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努める。

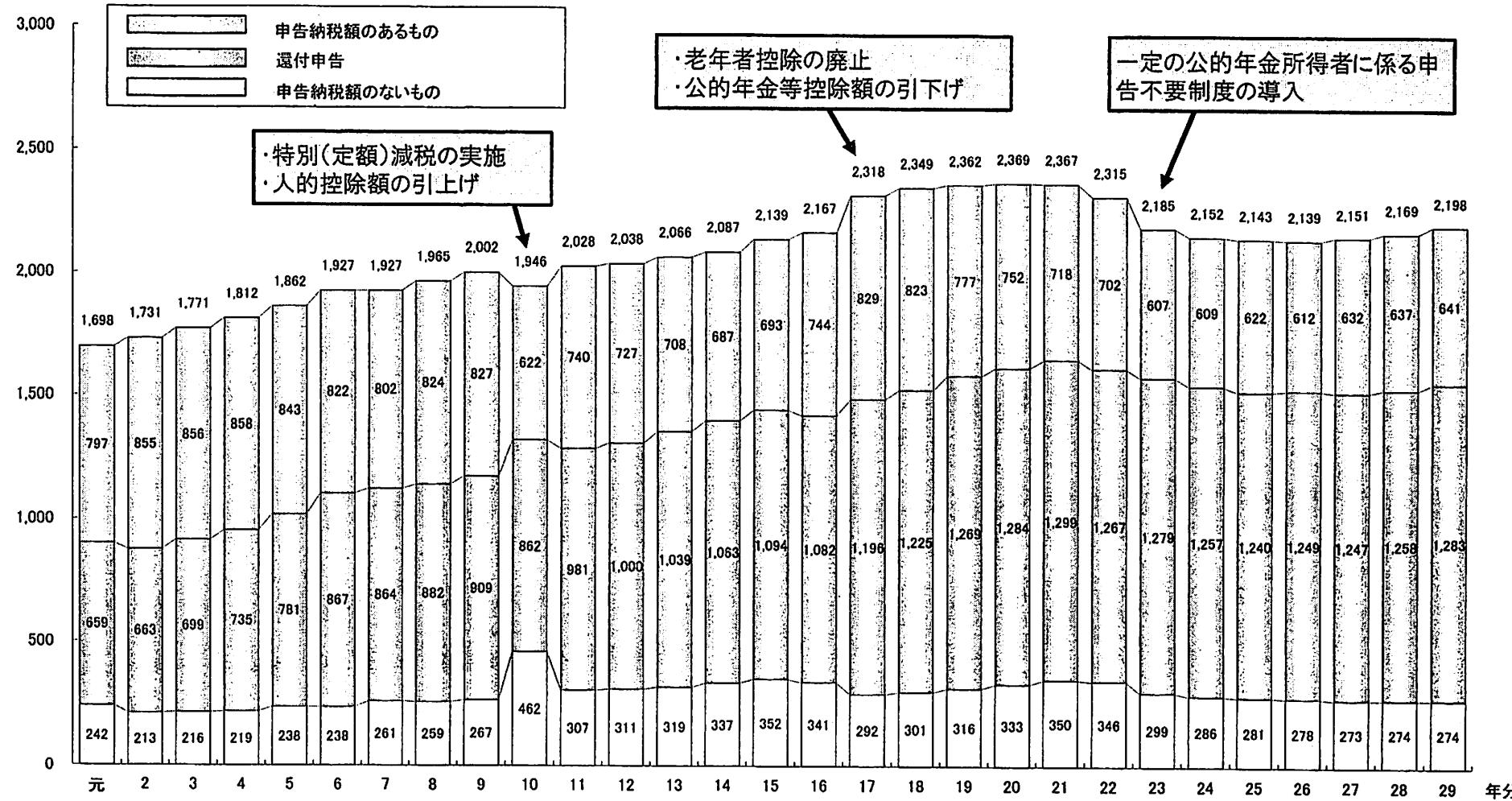
国税庁の定員の推移



所得税の申告件数の推移

- 所得税の申告件数は平成元年と比較して、約1.3倍に増加（1,698万件→2,198万件）
- 還付申告件数は平成元年と比較して、約1.9倍に増加し、全申告件数の過半数を占める（659万件→1,283万件）

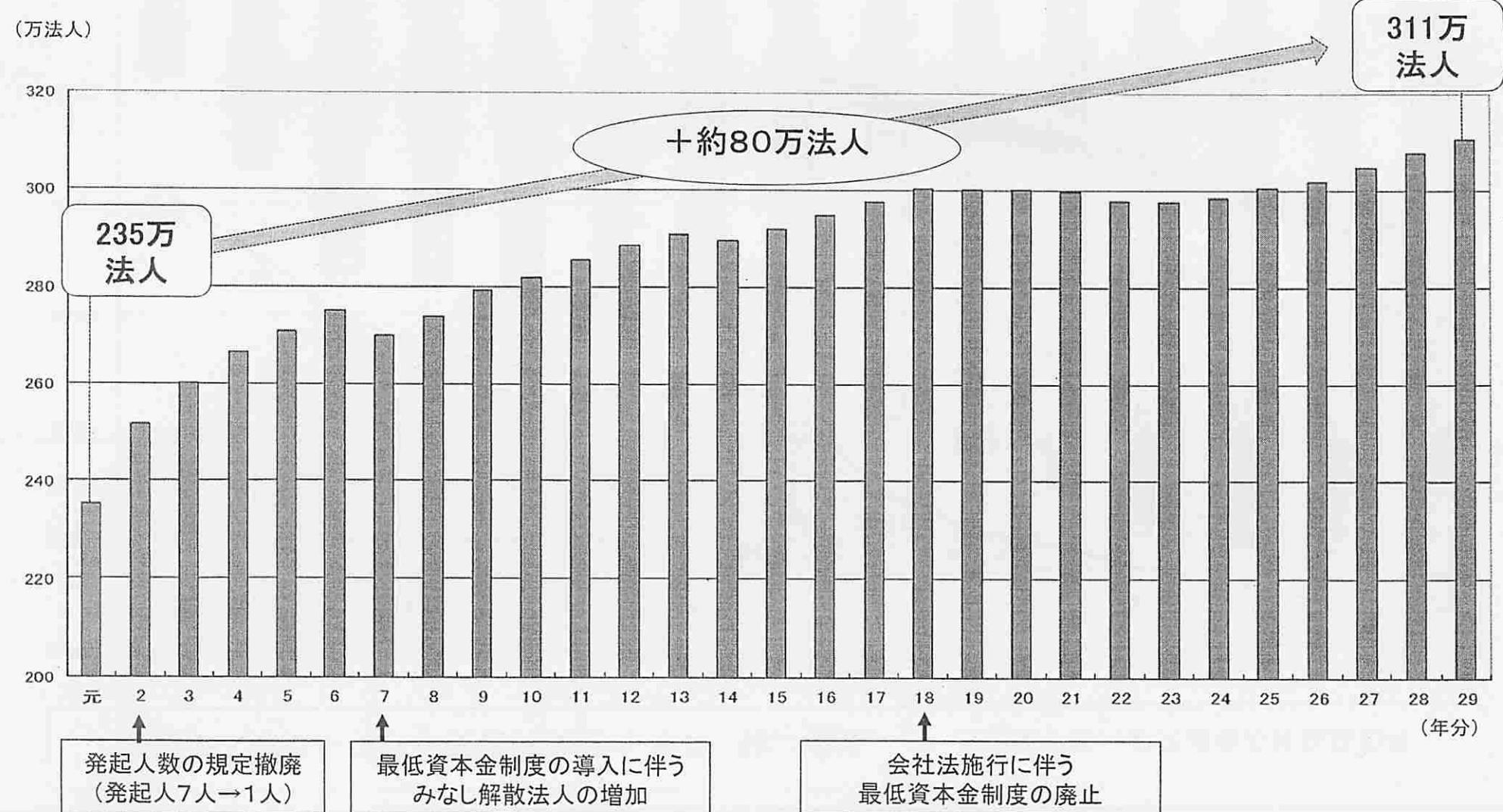
（単位：万件）



（注）いずれも翌年3月末までに提出された申告書の計数である。

法人数の増加

法人数は、平成元年から約80万法人増えて、311万法人に増加

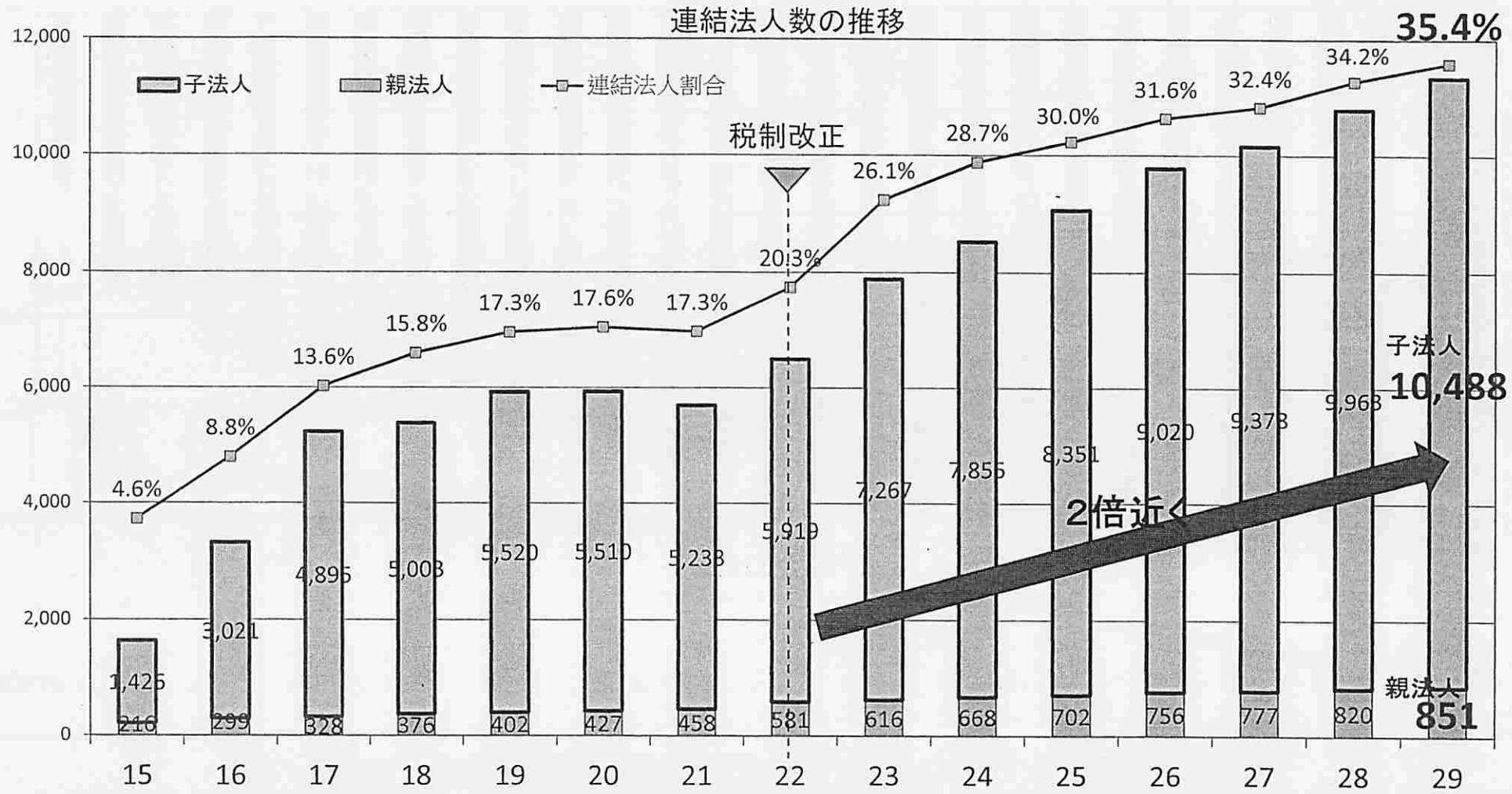


(注) 法人数は清算中法人の数を含まない。

連結法人数の急増

連結法人数が平成22年度税制改正(※)以降、特に増加。

※連結子法人の欠損金の持込緩和等

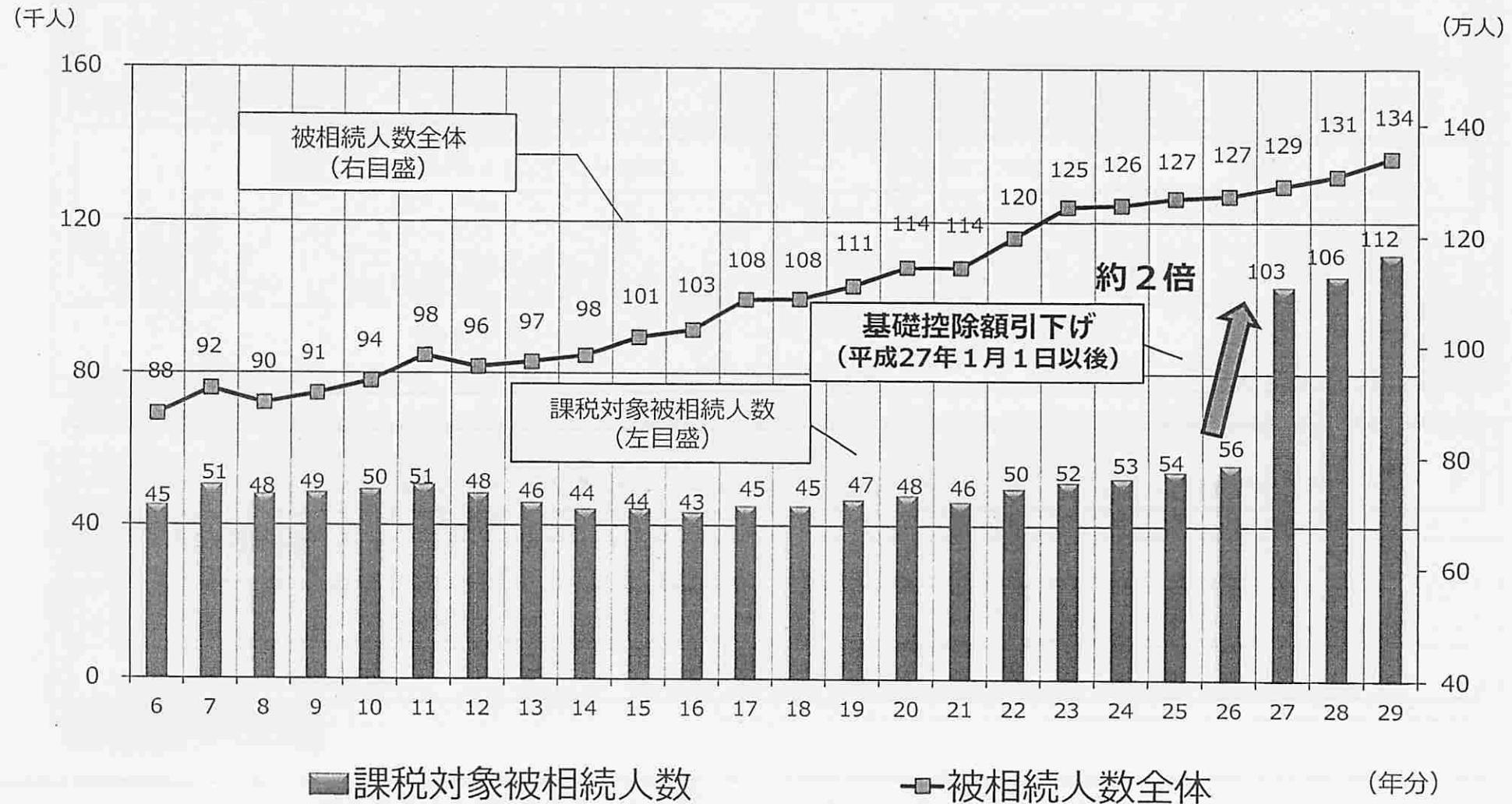


(注) 1 上記計数は、国税局調査部が所管する法人（原則として資本金額（連結子法人については連結親法人の資本金額）が1億円以上の法人）のみを対象に集計したものである。

(注) 2 連結開始前の欠損金額について、22年度税制改正前は原則として連結親法人の欠損金額のみが連結納税に持ち込まれるとされていたものが、改正後は連結納税の開始に伴う時価評価の適用対象外となる連結子法人の欠損金額も持ち込まれるよう緩和された。

相続税の申告件数の増加

平成29年分の申告件数（課税対象被相続人数）は、平成26年分と比較して約2倍以上に増加



税務行政の将来像～スマート化を目指して～

環境の変化

ICT・AIの進展

マイナンバー制度の導入

経済取引のグローバル化

定員の減少と申告の増加

調査・徴収の複雑・困難化

検討の目的

納税者の理解と信頼を得て適正な申告・納税を確保していくため、税務行政の透明性の観点から目指すべき将来像を明らかにし、それに向けて着実に取り組んでいくことが重要。

将来像

スマート税務行政

(ICTの活用による納税者の利便性の向上と事務運営の最適化を通じ、納税者の信頼を確保)



ICT社会への
的確な対応

税務手続の
抜本的な
デジタル化

税務署に
出向かず簡便
に手続が完了

納税者の利便性の向上
(スムーズ・スピーディ)

カスタマイズ型の情報配信

税務相談の自動化

申告・納付のデジタル化の推進

課税・徴収の効率化・高度化
(インテリジェント)

申告内容の自動チェック

軽微な誤りのオフサイト処理

調査・徴収でのAI活用

重点課題への
的確な取組

国際的租税回避
への対応

富裕層に対する
適正課税の確保

大口・悪質事案
への対応

情報システムの高度化

内部事務の集中処理

地方公共団体等との連携・協調

※ この将来像は、情報システムの高度化、外部機関の協力を前提として、現時点で考えられるおおむね10年後のイメージを示したものである。
その実現に向けては、e-Taxの使い勝手の改善等を通じた申告・納付のデジタル化の推進により、納税者の利便性の向上とともにデータ基盤の充実を図り、AI技術等を取り入れながら、段階的に取り組んでいく。また、情報システムのユーザーとなる納税者のニーズを重視した検討を行っていく。

詳しくは、<https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2017/syouraihou/index.htm>

適正・公平な課税の推進

効果的・効率的な事務運営に向けた取組

資料情報の収集・活用

- 資料の分析や調査選定にシステムを活用
- 資料収集の専門部署を設置

事案に応じた適切な接触(メリハリ)

- 大口・悪質な納税者
⇒ 深度ある調査

- その他の納税者
⇒ 簡易な接触(文書・電話)

重点的に取り組んでいる事項

経済社会の国際化、
富裕層への対応

消費税の
不正還付防止

無申告の把握

2016年公表「国際戦略トータルプラン」に基づく取組状況（2019年1月版）

国税庁の方針

◎近年、経済社会がますます国際化している中で、「パナマ文書」等の公開、BEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクトの進展、CRSに基づく非居住者金融口座情報（CRS情報）の自動的情報交換などにより、国際的租税回避行為に対して、国民の関心が大きく高まっている。
⇒国際戦略トータルプランの各取組を推進し、課税上問題がある場合には、積極的に調査等を実施するなど適切に対処していく

情報リソースの充実

〔国外送金等調書の活用〕
・100万円超の国外への送金及び国外からの受金の把握
・2017事務年度の提出枚数は722万件

〔国外財産調書の活用〕
・5,000万円超の国外財産（預金、有価証券や不動産等）の把握
・2017年分の提出件数は9,551件

〔財産債務調書の活用〕
・3億円以上の財産（預金、有価証券や不動産等）又は1億円以上の有価証券等の把握（所得2,000万円超の者）
・2017年分の提出件数は73,427件

〔CRS^(注1)情報の自動的情報交換〕
・海外の金融口座情報（預金、残高等）の収集（2018年に初回交換を実施）
・2018年10月現在、64か国・地域から55万件を受領

〔租税条約等に基づく情報交換〕
・取引の実態、配当や不動産所得等に関する情報の収集
・2018年12月現在、74の租税条約等（127か国・地域）が発効

〔多国籍企業情報の報告制度の創設〕
・多国籍企業のグループ情報の収集（2018年に初回交換を実施）
・2018年10月現在、29か国・地域から558件を受領

情報の収集・分析

富裕層・海外取引のある企業

海外への資産隠し

国外で設立した法人を利用した国際的租税回避

各国の税制・租税条約の違いを利用した国際的租税回避

取組体制の整備・強化

調査マンパワーの充実

〔国税庁国際課税企画官〕
・国際課税の司令塔として国税庁に国際課税企画官を設置（2017年度）

〔重点管理富裕層PT〕
・全国税局に重点管理富裕層PTを設置（2017年度）
・富裕層のうち特に高額な資産を有すると認められる者の管理及び調査企画

〔国税局統括国税実査官（国際担当）〕
・国際的租税回避行為に係る資料の収集・分析、調査企画
・複雑な海外取引に係る調査手法の研究・開発

〔国税局・税務署国際税務専門官〕
・国際的な課税上の問題がある事案の発掘、積極的な調査の実施

〔国際課税関係の体制整備〕
・2018年度国税局・税務署の国際税務専門官等14名増員
・2019年度も増員を要求中

グローバルネットワークの強化

〔徴収共助制度の活用〕
租税条約締約国にある財産についての相手国の税務当局への徴収の要請

〔租税条約等に基づく情報交換〕
〔CRS情報の自動的情報交換〕

〔相互協議の促進〕
国際的な二重課税問題の解決

BEPS^(注2)〔国際的な枠組みへの参画〕
や税の透明性に関する国際的な議論への対応

(注1) CRS…Common Reporting Standard, 共通報告基準の略

(注2) BEPS…Base Erosion and Profit Shifting, 税源浸食と利益移転の略

富裕層への対応

- 所得金額が5億円超の者

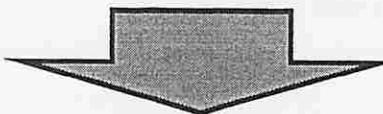
平成23年 731人 → 平成29年 1,755人

【出典】国税庁「統計年報」

- 家計部門からの海外投資(対外証券投資)金額

平成23年 15.8兆円 → 平成29年 24.0兆円

【出典】日本銀行「資金循環統計」



富裕層に対する適正課税の確保が重要

- **富裕層の管理・調査等**

- 有価証券・不動産等を多数所有する納税者、経常的な所得が特に高額な納税者などをいわゆる富裕層として管理
- 国外財産調書制度・財産債務調書制度や外国税務当局との情報交換ネットワークを活用し、積極的に情報を収集、調査等を実施

- **重点管理富裕層プロジェクトチームの設置**

- いわゆる富裕層のうち、特に多額の資産を保有していると認められる納税者を管理し、課税上の問題が認められる場合は調査を企画する重点管理富裕層プロジェクトチーム(富裕層PT)を、平成26年7月から東京局、大阪局、名古屋局に設置
- 平成29年7月から全国税局及び沖縄国税事務所に拡大

平成29事務年度 所得税等の調査事績の概要(抜粋)

1 富裕層に対する取組

- 国税庁では、有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な個人など、「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に調査を実施しており、平成30事務年度においても積極的に取り組んでいます。
- 平成29事務年度においては、実施調査を5,219件（前年比124.6%）実施し、約177億円（同139.4%）を追徴課税しました。
- このうち、海外投資等を行っている「富裕層」に対しては、平成29事務年度において862件（前年比161.7%）の調査を実施しており、1件当たり約827万円を追徴課税しました。

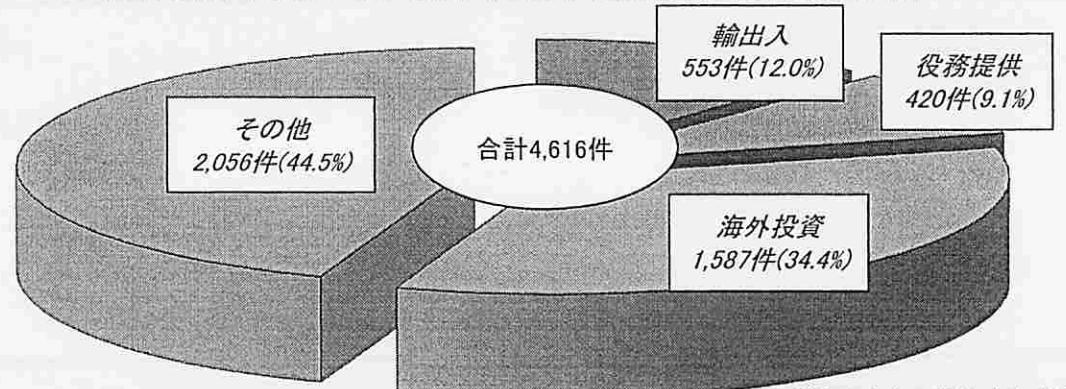
2 海外投資等を行っている個人に対する取組

- 経済社会の国際化に適切に対応していくため、有効な資料情報の収集に努めるとともに、海外投資を行っている個人や海外資産を保有している個人などに対して、国外送金等調書、国外財産調書等に基づく情報交換制度のほか、平成30年9月に初回交換が行われたCRS情報などを効果的に活用し、積極的に調査を実施します。
- 平成29事務年度においては、実地調査を4,616件（平成28事務年度3,145件）実施し、1件当たり約440万円、総額で約203億円を追徴課税しました。

1 「富裕層」に対する調査状況

項目	事務年度等		対前年比
	28事務年度	29事務年度	
調査件数	件	4,188	5,219
申告漏れ等の非違件数	件	3,406	4,269
申告漏れ所得金額	億円	441	670
追徴税額	億円	127	177
一件当たり	申告漏れ額	万円	1,054
	追徴税額	万円	304

2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況(取引区分別)



(参考)

- 輸出入…事業に係る売上及び原価に係る取引で、海外の輸出(入)業者との契約による取引をいう。
- 役務提供…工事請負、プログラム設計など海外において行う、労力、技術等の第三者に対するサービスの提供をいう。
- 海外投資…海外の不動産、証券などに対する投資(預貯金等の海外での蓄財を含む。)をいう。
- その他…海外で支払を受ける給与など、1～3に該当しない取引等をいう。

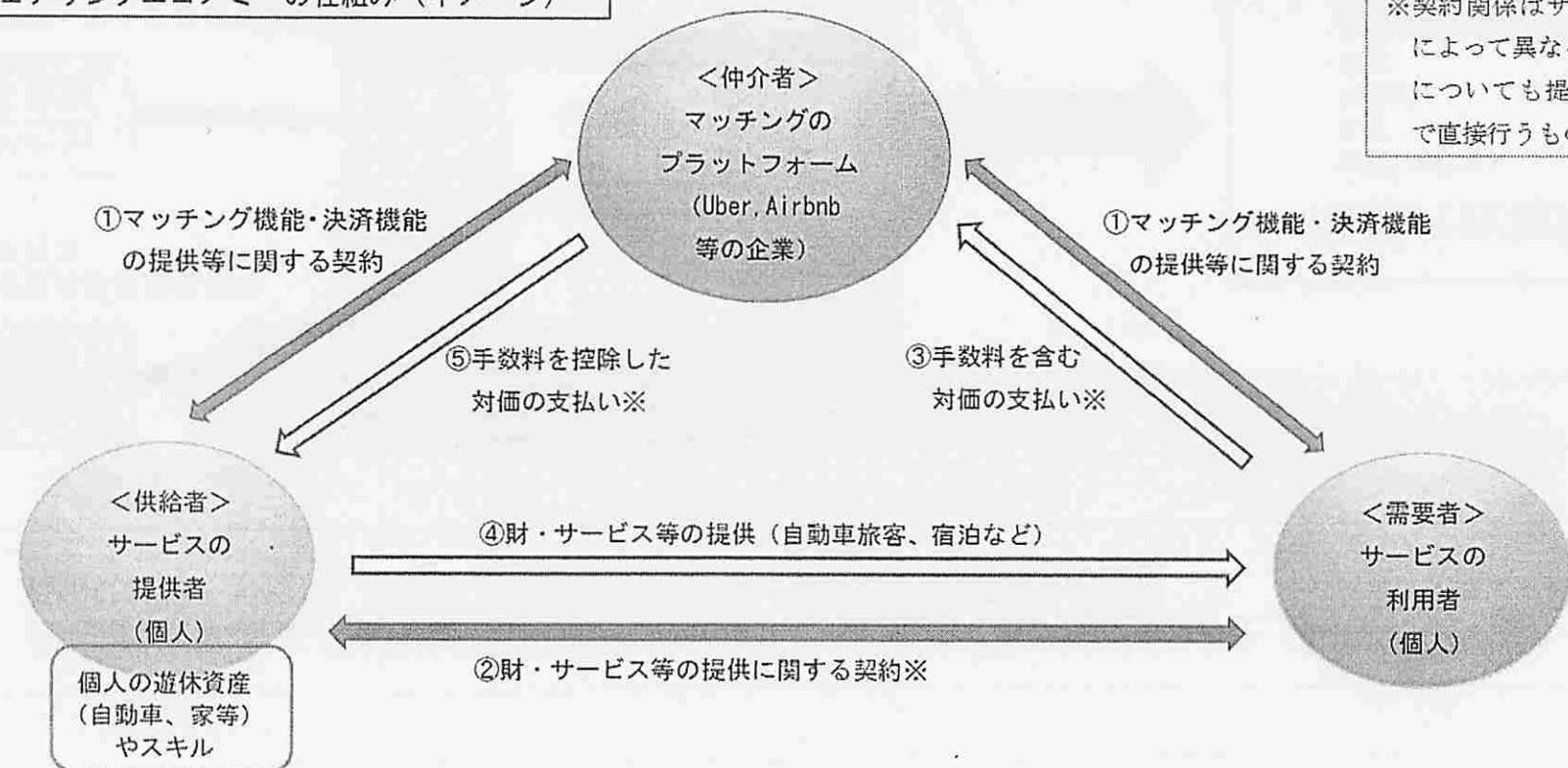
シェアリングエコノミーの仕組み

平成30年10月17日
政府税調「説明資料」

- 総務省「平成29年版情報通信白書」(平成29年)では、シェアリングエコノミーを「個人等が保有する活用可能な資産等を、インターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動」と定義。

(注) シェアの対象として、スペース、移動、スキル・時間、モノ、カネ等を想定、シェアの形態も、レンタルから売買までを対象。

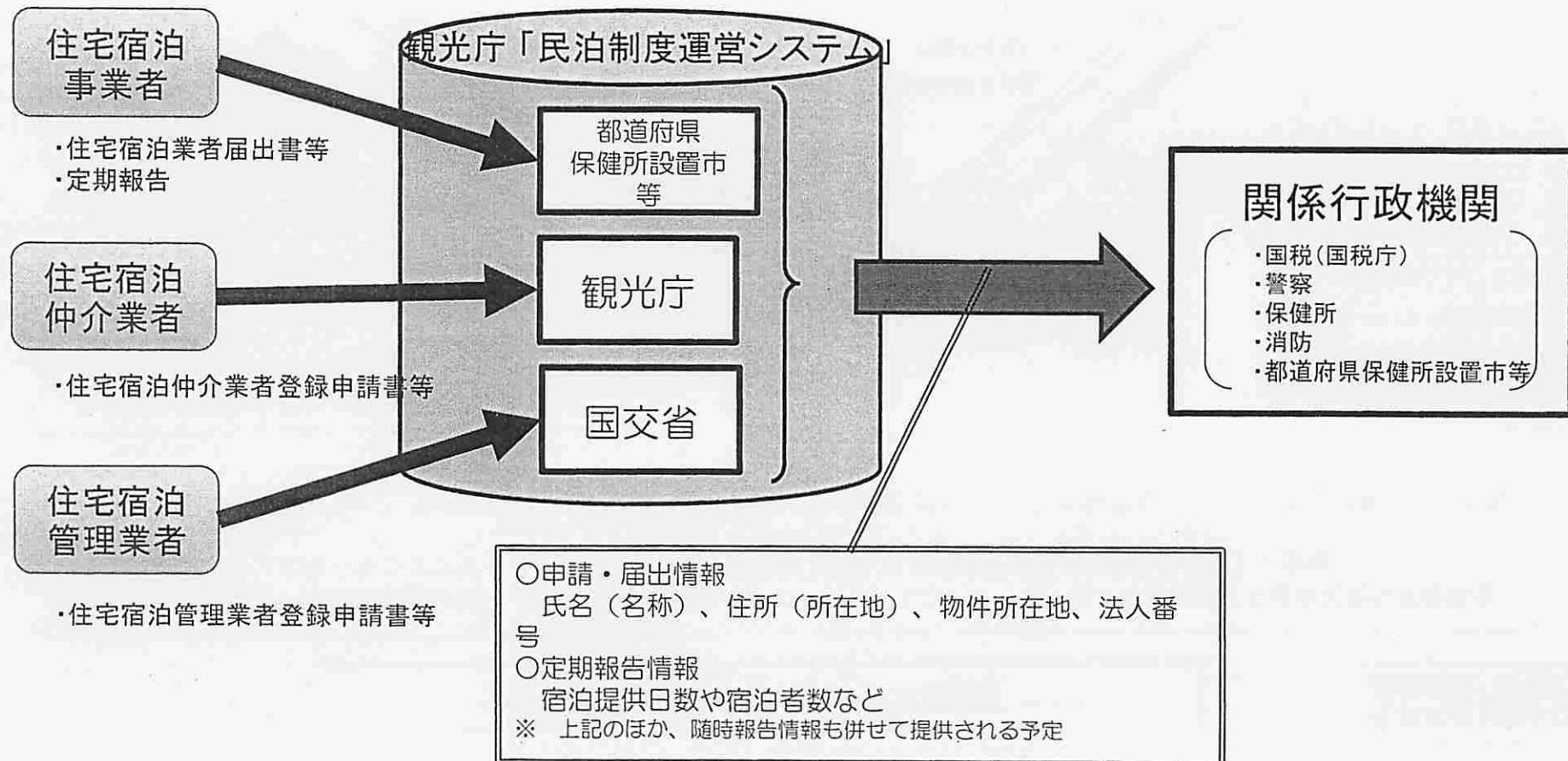
シェアリングエコノミーの仕組み(イメージ)



(出典) 内閣府経済社会総合研究所「『シェアリング・エコノミー等新分野の経済活動の計測に関する調査研究』報告書概要」(平成30年7月) 及び各社約款等を基に財務省作成。

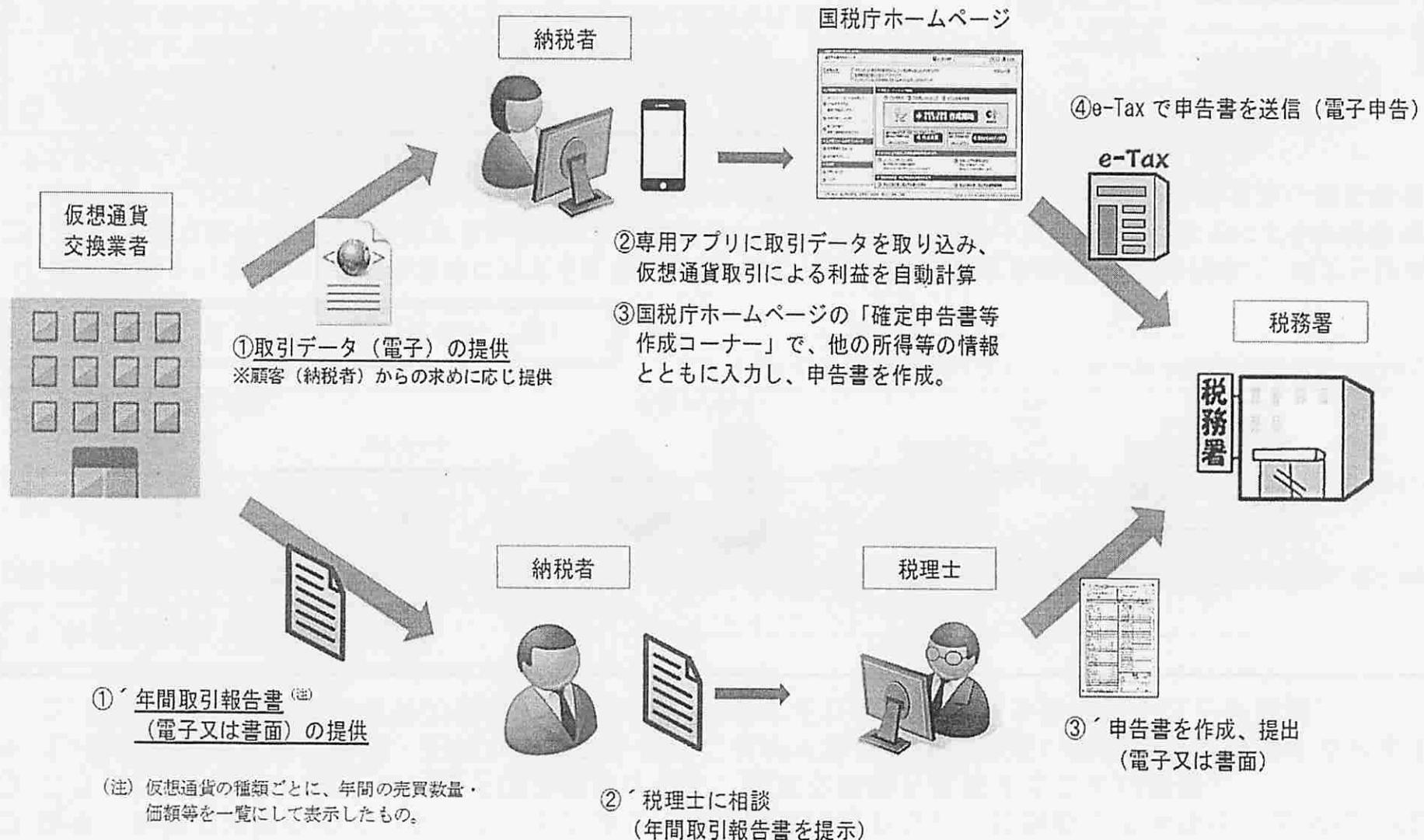
住宅宿泊事業に係る情報連携

- 住宅宿泊事業に関連する各事業者の情報は、観光庁で取りまとめの上、関係行政機関へ提供
- 提供に当たっては、申請・届出情報に加え、各種報告情報も付加



自主的な適正申告のための仮想通貨交換業者から顧客への情報提供（イメージ）

平成30年10月17日
政府税調「説明資料」



- 近年、仮想通貨取引やインターネットを通じた業務請負の普及など、経済取引の多様化・国際化が進展。
- こうした経済取引の健全な発展を図る観点からも、適正な課税を確保することが重要。

⇒ 1. 紳士者が自主的に簡便・正確な申告等を行うことができる利便性の高い納税環境を整備するとともに、
2. 高額・悪質な無申告者等の情報を税務当局が照会するための仕組みを整備することが必要。

1. 利便性の高い納税環境の整備

（例）仮想通貨交換業者が取引データを顧客（納税者）に提供。⇒納税者は専用アプリや国税庁が提供する様式等を活用して簡便に電子申告。



（※）上記のほか、仮想通貨に関する所得税の取得価額の計算方法の明確化等を実施

2. 税務当局による情報照会の仕組み（案）

- （1）現在実務上行われている事業者等に対する任意の照会について、他の法律（金商法等）の例を踏まえ、規定を整備する。
- （2）高額・悪質な無申告者等を特定するため特に必要な場合に限り、担保措置を伴ったより実効的な形による情報照会を行うことができるとしている。ただし、適正かつ慎重な運用を求める観点から、以下のとおり、照会できる場合及び照会情報を限どるとともに、事業者等による不服申立て等も可能とする。

○ 照会できる場合を以下のような場合に限定

- 多額の所得（年間1,000万円超）を生じる特定の取引の税務調査の結果、半数以上で当該所得等について申告漏れが認められた場合
- 特定の取引が違法な申告のために用いられるものと認められる場合
- 不合理な取引形態により違法行為を推認させる場合

（※）いずれも他の方法による照会情報の収集が困難である場合に限る。

○ 照会する情報を「氏名等（※）」に限定

（※）「氏名等」とは、氏名並びに（保有している場合には）住所及び番号（個人／法人）をいう。

